

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内 ～ 一時的な生活費をお貸しします ～

**【貸付対象】**

熊本地震で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯

**【貸付限度額】**

原則として、一世帯につき一回限り10万円以内

ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円以内

- ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護者がいる場合
- ③ 4人以上の世帯である場合
- ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合

**【措置期間】**

貸付の日から1年以内

**【償還期間】**

措置期間終了後2年以内

**【貸付利子】**

無利子

**【貸付に必要なもの】**

- ① 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- ② 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- ③ 預金通帳又はキャッシュカード

**【問い合わせ先】**

宇城市社会福祉協議会（宇城市不知火支所2階） 0964-32-1316

**【相談・申込受付】**

時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）

場所：宇城市不知火支所1階ロビー